

お知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

令和3年10月1日

地方独立行政法人市立秋田総合病院
理事長 伊藤 誠 司

1 入札に付する事項

- (1) 委託番号 病建委 第2号
- (2) 委託名 市立秋田総合病院新病院移転業務委託
- (3) 履行場所 秋田市川元松丘町51番、57番、58番、61番、66番1、68番1および68番2
- (4) 履行期間 契約締結日から令和4年10月31日(月)まで
- (5) 仕様書等 別紙のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本的な入札参加要件

ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院公募型指名競争入札実施要綱第3条の規定を全て満たす者であること。又は、地方独立行政法人市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されている者であること。

イ 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者ではないこと。

ウ 租税に滞納がないこと。

(2) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。

イ 平成23年4月以降において、一般病床300床以上の病院の入院患者の移送を伴う移転業務を受託し、完遂した実績を有していること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

3 入札に関する事項

(1) 入札日時 令和3年11月12日（金）午前10時

(2) 入札場所 秋田市川元松丘町4番30号
市立秋田総合病院 2階 講堂

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 令和3年11月18日（木）まで

(5) 入札方法

ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程および契約事務規程ならびに入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときの再度の入札の場合、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

キ 入札に係る書類については、市立秋田総合病院のホームページから入手し、提出すること。（様式4～6）

ホームページアドレス

<http://www.akita-city-hospital.jp/>

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加しようとするものは、令和3年10月18日（月）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式3）

(2) 申込書等の提出

申込書等は、市立秋田総合病院ホームページから入手し、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年10月1日（金）から同月18日（月）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時までとする。

イ 受付場所 市立秋田総合病院 新病院建設室（1階）

ウ 申込様式 市立秋田総合病院のホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合があ

る。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、令和3年10月22日（金）に、電子メール（4の(1)により届出のあったe-mailアドレス）で通知する。

6 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

7 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申込者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 定めのない事項については、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程の定めるところによる。

- (4) 設計図書等に関する質疑は、市立秋田総合病院ホームページから質問書入手し、電子メールにて提出すること。

ア 質問書の提出期限 令和3年10月7日（木）の午後4時まで

イ 質問書の回答期限 令和3年10月11日（月）

ウ 受け付けた質疑に対しては、市立秋田総合病院ホームページへの掲載をもって回答とする。

- (5) 指名通知を受けた者で現病院事前確認を希望する場合は、市立秋田総合病院ホームページから現病院事前確認申込書入手し、電子メールにて提出すること。

ア 現病院事前確認の実施予定日

令和3年11月1日（月）から同月5日（金）※時間未定

イ 現病院事前確認申込書の提出期限

令和3年10月25日（月）の午後4時まで

ウ 受け付けた申込に対しては、令和3年10月27日（水）に、現病院事前確認の案内を電子メール（4の(1)により届出のあったe-mailアドレス）で通知する。

エ コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合がある。

(6) 申込書等の提出に関する問合せ先

市立秋田総合病院 新病院建設室

電話 018-823-4171 (内線 3208)